

健康診査及び人間ドック等健診費用補助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、シャープ健康保険組合（以下「組合」という）の加入者が、国内の医療機関（検査機関を含む）において健康診査（以下「健診」という）等を受診した際の費用について、組合が全額または一部を補助金として負担することにより、人間ドック等を含む健診受診の機会を広く与え、かつ奨励し、生活習慣病・がん等の疾病予防、早期発見、並びに健康管理に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「加入者」

組合の被保険者及び被扶養者をいう。

(2) 「健康診査」

加入者の疾病予防や早期発見及び保健指導に役立てるために行う、全身の健康状態を調べる検査をいい、「特定健診」と「任意健診」に区分する。なお従業員の特定健診は、労働安全衛生法第44条に基づき事業主が実施する定期健康診断で代用する。

(3) 「特定健診」

「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」に定められた特定健康診査、及び詳細項目をいう。

(4) 「任意健診」

人間ドック、各種がん検診、婦人科検診など、個人が任意判断で受診する健診をいう。ただし、この規程においては以下の健診、検査を任意健診に含めない。

- ・健康保険を使用しての一般治療検査
- ・妊娠時の定期検査
- ・歯科健診
- ・郵送検診
- ・予防接種

(5) 「補助金」

加入者のうち、本規程に定める支給対象者が特定健診及び任意健診のいずれか、または両方を受診した場合に、その健診費用の全額または一部金額に対し、組合が行う金銭補助をいい、対象者への現金給付または、対象者が受診した医療機関への組合からの支払いにより支給する。

(補助対象者及び対象とする健診)

第3条 健保加入者のうち、補助金の支給対象者及び、対象とする健診（以下「補助対象健診」という）は次のとおりとする。ただし、年齢は年度末時点を基準とする。また年度中に75歳を迎える健保加入者は、75歳の誕生日の前日までとする。

- (1) 40歳以上の任意継続被保険者、及び特例退職被保険者に対しては特定健診及び任意健診
- (2) 40歳以上の被扶養者に対しては特定健診及び任意健診
- (3) 39歳以下の任意継続被保険者に対しては任意健診
- (4) 39歳以下の被扶養配偶者に対しては任意健診

(健診費用の負担)

第4条 特定健診の健診費用について、組合は全額を補助金として負担する。また、任意健診の健診費用について、組合は本規程に定める条件を満たす場合に、全額または一部金額を補助金として負担する。

(組合が提供する健診)

第5条 組合は、第3条の(1)(2)の該当者に、以下の健診の機会を提供する。

- (1) 組合が発行する「特定健康診査受診券」を利用した特定健診
- (2) 組合が指定する健診予約精算代行機関による特定健診及び任意健診

(組合が提供する健診の費用負担)

第6条 第5条に定める健診に係る費用は、組合が補助金として社会保険診療報酬支払基金または健診予約精算代行機関を経由して医療機関に支払う。このとき、健診受診者による組合への補助金申請手続きは不要とする。ただし、健診費用が補助金を超過する場合は、健診受診者が超過分を医療機関で支払うものとする。

(利用の範囲及び制限)

第7条 第3条の(1)(2)の該当者は、第5条の(1)(2)に定める健診を、年1回いずれか一方を利用できる。また、第3条の(1)(2)の該当者において、第5条の(1)と(2)の重複利用が確認された場合は、第5条の(2)の健診に係る費用を、被保険者が負担するものとする。

(補助金の支給限度額及び回数)

第8条 補助金の対象者が、健診費用を全額自己負担して補助対象健診を受診した場合、補助金の支給限度額は以下の通りとし、健診費用と支給限度額の少ない方を、受診者1人当たり年1回、申請がある場合のみ支給する。

- (1) 第3条の(1)(2)の該当者が、第5条に定める健診で特定健診のみを受診し、かつ別途受診した任意健診に係る健診費用を全額自己負担で医療機関に支払った場合は、補助金の支給限度額を10,000円とする。
- (2) 第3条の(1)(2)の該当者が、第5条に定める健診の機会を利用せずに特定健診及び任意健診を受診し、健診費用を全額自己負担で医療機関に支払った場合は、支給限度額を20,000円とする。
- (3) 第3条の(3)(4)の該当者が任意健診を受診し、健診費用を全額自己負担で医療機関に支払った場合は、支給限度額を20,000円とする。

(補助金の支給申請手続)

第9条 補助金の支給申請は、原則として健診受診後、組合が定める「健康診査及び人間ドック等健診費用補助金申請書」に、次の書類を添付して組合へ提出するものとする。

- (1) 第8条の(1)に基づく支給手続きに係る書類
 - ①【40歳以上用】「健康診査及び人間ドック等健診費用補助金申請書」
 - ②支払領収書(原本)
- (2) 第8条の(2)に基づく支給手続きに係る書類
 - ①【40歳以上用】「健康診査及び人間ドック等健診費用補助金申請書」
 - ②支払領収書(原本)
 - ③特定健診結果コピー
 - ④特定健診結果報告書
 - ⑤特定健診質問票
- (3) 第8条の(3)に基づく支給手続きに係る書類
 - ①【39歳以下用】「健康診査及び人間ドック等健診費用補助金申請書」
 - ②支払領収書(原本)

(申請時期と支給の方法)

第10条 4月1日以降の受診分の申請は翌年3月1日から受付を開始し、申請内容を審査の結果、支給が認められたものについては、以下の通り支給する。

- (1) 従業員の被扶養者：従業員本人の給与に、「人間ドック費用補助金」として振込み
 - (2) 任意継続被保険者及び被扶養者：保険料の引き落とし口座に振込み
 - (3) 特例退職被保険者及び被扶養者：保険料の引き落とし口座に振込み
- ※支給日当日が休日の場合は、前営業日に支給する。

(申請の時効)

第11条 補助金支給の申請は、受診日の翌日から2年後までに組合が受け付けたものを対象とする。

附 則 この規程は、平成29年7月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。但し、変更前に受けた健康診査及び人間ドック等健診費用補助金の支給については、尚、従前の例による。

附 則 この規程は、令和元年8月1日から施行する。但し、変更前に受けた健康診査及び人間ドック等健診費用補助金の支給については、尚、従前の例による。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。但し、変更前に受けた健康診査及び人間ドック等健診費用補助金の支給については、尚、従前の例による。